



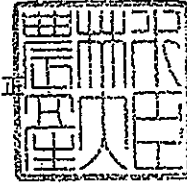
25生畜第1909号

平成26年2月17日

食料・農業・農村政策審議会

会長 生源寺 眞一 殿

農林水産大臣 林 芳正



諮 問

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

(別添)

家畜改良増殖法 (抜粋)

(昭和25年法律第209号)

第1章の2 家畜の改良増殖に関する目標等

(家畜改良増殖目標)

- 第3条の2 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、牛、馬、めん羊、山羊、豚及び政令で定めるその他の家畜(次章及び第3章を除き、以下単に「家畜」という。)につき、その種類ごとに、その改良増殖に関する目標(以下「家畜改良増殖目標」という。)を定め、これを公表しなければならない。
- 2 家畜改良増殖目標は、家畜の能力、体型、頭数等についての一定期間における向上に関する目標を定めるものとし、その期間における家畜の飼養管理及び利用の動向並びに畜産物の需要の動向に即するものでなければならない。
 - 3 農林水産大臣は、家畜改良増殖目標を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

家畜改良増殖法施行令 (抜粋)

(昭和25年政令第269号)

(家畜改良増殖目標)

- 第3条 法第3条の2第1項の家畜改良増殖目標は、おおむね5年をこえない範囲内で農林水産大臣が定める期間ごとに、その後の10年間につき定めるものとする。